

恵み野西町内会役員等手当に関する規程

第1条 本規定は、恵み野西町内会運営にかかわる役員等の職務に対し、支給する手当額を定める。

第2条 対象となる役員等及びの手当額は、次のとおりとする。

項	役職名	手当額	備考
1	会 長	60,000円	総会選任
2	副会長	30,000 円	総会選任
3	総務部長	50,000 円	総会選任
4	会計部長	50,000 円	総会選任
5	各部長	21,000 円	会長委嘱
6	各副部長	15,000 円	会長委嘱
7	区 長	10,000 円	各区会員選任
8	監査役	15,000 円	総会選任、非常勤
9	相談役	21,000 円	会長委嘱、非常勤

第3条 第2条第1項から第6項までの役職について兼務する場合は、本務のほか、1つの役職分まで支給する。ただし、その総額は50,000円を超えてはならない。

付則

この規定は、平成28年1月1日より施行する。

平成28年1月1日 一部改定(区長手当額改定)

平成30年1月1日 一部改定(役員手当額改定)